

受付 No. ① _____ ④ _____
 ② _____ ⑤ _____
 ③ _____

有効期限:平成 年 月 日 求人票

会社名				事業内容:			
代表者							
所在地	〒	設立:	資本金:	従業員数:			
		年 月 日	万円	人	HPアドレス		

・募集要項

職種・採用人数:					
①		②		③	
	人		人		人
職務内容・必要な資格・求める人材など:					
※原則として年齢制限を設けることはできません。(例外的に制限を設ける必要があるときは例外とする理由を記載して下さい)					
給与:		賞与:有()・無			
		昇給:有()・無			
		その他:()			
		交通費:有・無 月 円まで支給			
勤務時間: 時 分~ 時 分		通勤:マイカー通勤:可・不可			
交替() フレックス 残業:有・無		休憩時間: 時 分~ 時 分 (分)			
雇用形態:正社員・契約社員・パート・その他		休日・休暇:週休 日(月・火・水・木・金・土・日)			
雇用期間: 派遣契約のときは契約期間を記載		その他()			
定めなし・定め有り(年 月 日~ 年 月 日)		加入保険等:健康・厚生・雇用・労災・財形・厚生年金基金			
※雇用期間の更新 有り・なし		退職金制度:有・無			
勤務地:	①	②	③		
(番地まで記載)					
採用担当者からのコメント					

・応募、選考

連絡先:	
電話番号 () -	
担当者:部署	提出書類:履歴書・健康診断書
氏名	成績証明書・卒業見込証明書
	その他()
選考方法:書類選考・面接・筆記試験()・その他()	
応募締切日:随時	選考予定日:随時
平成 年 月 日	平成 年 月 日
応募方法:電話連絡・書類送付・インターネット()・その他()	

※センター記入欄

--

自己申告書

平成 年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____ (印)

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL281226派若01)により確認し、理解しました。

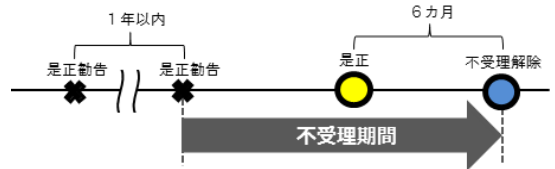
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点(「✓」)を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

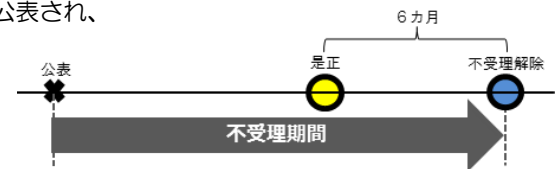
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



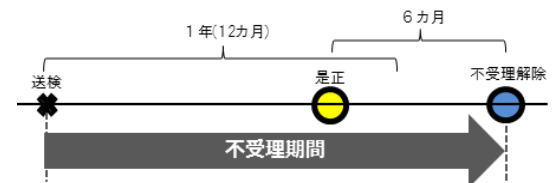
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

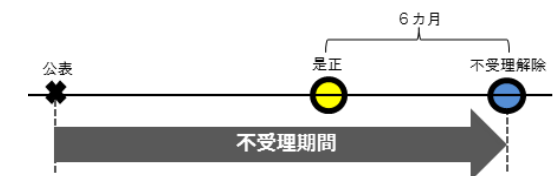
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
 - ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）
 - ・労働時間（労働基準法第32条）
 - ・休憩、休日、年次有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）
- ※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項、第11条の2第1項）
 - ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
 - ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
 - ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項(同法第16条の9第1項において準用する場合を含む。)、第16条の10、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条第1項～第3項、第23条の2、第25条、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))
- ※これらの規定を労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。
- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
 - ・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項）
- ※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）
 - ・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）
- ※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

【注意事項】

- ◆当センターの求人への取扱い範囲は、次のとおりです。
 - ・全職種
 - ・熊本県の求人
 ※熊本県以外の求人については、本票をご提出頂いても情報提供のみの取扱いとなります。
- ◆労働者派遣契約での求人へのときは、許可番号等を確認することがあります。
- ◆法令等に違反する事項や不適当な記載がされているときは、訂正をいただいた上で受け付け致します。
 - ※是正内容を承諾頂けないときは、求人を受け付けることができません。

《法令等の違反や不適当な記載の例》

記載内容	記載が適当でない理由
募集内容や希望する人材として性別が記載されている	男女雇用機会均等法違反の恐れがあります。
募集内容や希望する人材として年齢が記載されている ※但し、例外的に年齢を制限する必要があるときは、例外事由を付記して記載できることがあります	雇用対策法違反の恐れがあります。 年齢制限の例外事由を付記するときは、
職務内容、雇用期間、就業場所（番地まで）、始業就業時間、時間外の有無、休憩時間、休日に関する事項の記載がない	職業安定法の定めにより受け付けできません。
「元気で明るい方を募集」等の記載	「元気」等記載は健康や障害に関する事項となるので、記載には十分な配慮と注意が必要なため、記載をご遠慮頂いております。 「明るい」等の性格に関する事項は、主観になりがちであるため、実際の面談や訓練担当者からの情報で判断してほしい事項になりますので、記載をご遠慮頂いております。

《例外的に年齢制限が認められる例外事例付記について》

付記する内容	例外事由
定年	定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象とする場合（1号）
業務	労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合（2号）
実務経験不要	長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象とする場合（3号のイ）
年齢層の人数	技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象とする場合（3号のロ）
職種	芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合（3号のハ）
施策名	60歳以上の高齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策）の対象となる者に限定する場合（3号のニ）

- ◆新卒者対象の求人は自己申告書が必要です。ご確認の上ご提出ください。
それ以外の中途採用求人については自己申告書は不要です。